

市長定例記者会見

と き：令和5年10月26日（木）

午前11時00分から

ところ：市役所静岡庁舎8階 市長公室

- 1 障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて【障害福祉企画課 等】
- 2 静岡市のPFASへの対応について【環境保全課】

◇幹事社代表質問 担当「共同通信」

次回の予定 11月6日（月） 午前11時00分～

障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて

1 要旨

今般、国において、障害者総合支援法に基づく「障害者相談支援事業等における消費税の取扱い」について、誤って非課税扱いをしている市町村が全国的に存在することが認識されました。このため、10月4日付で、国（こども家庭庁支援局障害児支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び同部精神・障害保健課連名）から全都道府県・市町村宛の事務連絡が発出され、障害者相談支援事業等について、事業名を具体的に列挙の上、消費税の課税対象であることが明示されました。

これを受け、政令市間でも連絡を取り合いながら事実確認を行ったところ、本市を含む半数以上の政令市において、今般「消費税の課税対象と明示された事業」について、これまで非課税の取扱いをしてきたことを確認しました。

本市が誤った取扱いをしてきた理由は、「障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いがこれまで明確に周知されていなかった」旨が国の上記事務連絡で触れられているとおり、「社会福祉法に基づく社会福祉事業」は消費税が非課税とされている中で、「同事業と同様の性格の事業である障害者相談支援事業等は社会福祉事業に該当する」と解釈してきたためです。

今般、その解釈が誤りであると国が判断し、その旨の事務連絡を、全都道府県・市町村宛に発出し、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払うよう求めました。

よって、本市としては、該当事業を課税対象として取扱うこととするとともに、委託先の事業者と連携しながら、税務署への修正申告・追納等の対応を進めることとしました。

課税対象への変更に伴い発生する消費税額は、現時点では金額は確定していませんが、1.1億円程度になる可能性があります。

2 非課税から課税の扱いに変更することが必要な本市委託業務の概要

(1) 業務名

<健康福祉部障害福祉企画課分>

- ①障害者等相談支援業務（総合支援法第77条第1項第3号、第77条の2関係、第78条第1項関係）
- ②障害者相談支援推進業務（総合支援法第77条の2関係）
- ③発達障害者支援センター運営事業（総合支援法第78条第1項関係）

<保健所精神保健福祉課分>

- ④静岡市支援センターなごやか指定管理業務、静岡市支援センターみらい指定管理業務、静岡市精神障害者地域生活支援事業業務（総合支援法第77条第1項第3号関係、第77条の2関係）

(2) 対象法人

11 法人

(3) 契約実績（両課合計額）

過年度分					現年度分
H30	R1	R2	R3	R4	R5
242,636,000 円	245,619,000 円	248,000,000 円	248,052,000 円	247,719,740 円	249,419,000 円
(合計) 1,481,445,740 円					

※国税通則法第 70 条において、税額を遡って確定できる範囲が過去 5 年分までとされています。

3 今後の対応

委託先の事業者に対して、令和 5 年 10 月 4 日付国事務連絡の内容を周知しました。今後は事業者とともに税務署への修正申告に向けた準備を進めてまいります。

また、事業者による税務署への追納にあたって、過年度分消費税とともに延滞税が発生する見込みです。この結果、払わなければならない消費税額はいくらになるのか現時点では金額は確定していませんが、1.1 億円程度になる可能性があります。こちらも適切に処理してまいります。

※過年度分消費税を含む追加納付額は、契約実績をもとに今後精査します。

【担当】

障害福祉企画課	地域生活支援係	054-221-1198 (直通)
精神保健福祉課	企画係	054-249-3179 (直通)

静岡市のPFAS_{※1}への対応について

※1 これまでの報道等で水質汚濁防止法の指定物質となったペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について「PFOS等」と表記していました。以降は有機フッ素化合物の総称である「PFAS」と表記します。PFAS濃度はPFOSとPFOAの合算値です。また、PFOS・PFOAについては法令等による規制がかかります。詳しくは別紙1をご覧ください。

1 基本方針

- (1) PFASに関する健康被害（影響）については、国による知見の集積に努めている段階であり、現時点での因果関係は明らかになっていません。また、引き続き知見の集積に努める物質として、指針値（濃度）が令和2年5月に設定されました。しかし、健康への不安を心配する市民は少なくないと思われます。
- (2) 全国的に見て、居住地近くの河川や地下水において、PFASが検出される事例も多く報じられており、自身の健康や生活がどうになってしまうのかと不安に思われる市民の声も届いています。
- (3) 静岡市内においては、清水区三保にある三井・ケマーズフロロプロダクツ（株）清水工場において過去に高いPFAS濃度が検出されたとの報道がなされています。
- (4) このような状況を踏まえ、静岡市としては、河川や地下水等のPFASの測定と事業者への聴取協力要請等を速やかに実施し、現状の確認を進め、その結果を公表します。
- (5) 調査結果等を踏まえ、追加的な調査や事業者との調整を進め、指針値を超えたPFASが検出された場合は、適切な対策を検討するなどにより、市民生活や事業等への影響や不安の解消に努めます。

2 調査の進捗

(1) 河川水調査の進捗状況

令和5年10月10日から11日にかけて、5河川及び当該物質の使用履歴のあった事業所（三井・ケマーズフロロプロダクツ（株）清水工場）の周辺水路1地点の計6か所（別紙2参照）で河川水の採水を実施しました。現在、民間検査機関で分析中であり、10月末までに結果の速報値_{※2}を発表する予定です。

※2 速報値は暫定的な結果であり、正式な結果とは誤差が生じる場合があります。

確定値については、速報値の到達から2週間程度かかる予定です。

(2) 地下水調査の進捗状況

令和5年10月17日から20日にかけて、当該事業場周辺の井戸（個人所有）5か所で地下水を採水しました。調査地点は、水質汚濁防止法第15条による地下水の常時監視及

びそれに付随する調査を例年実施している井戸です。現在、民間検査機関で分析中であり、11月6日以降に結果の速報値※2が発表できる予定です。

(3) 三井・ケマーズフロロプロダクツ（株）への聞き取り調査の進捗状況

当該事業場からの工場排水及び地下水におけるPFAS調査データを、来週のはじめには提供いただける予定です。提供を受けた調査データの取り扱いについては協議の上、市及び事業者の連名で公表する予定です。

3 今後の対応

(1) 指針値を超えてPFASが検出された場合

今回調査を実施した河川水及び地下水について、指針値を超えるPFASが検出された場合、又は、事業場内で指針値を超えていた場合には、当該検出地点を中心に周辺について詳細調査を実施する予定です。具体的には、河川水では検出地点での分析頻度を増やしてモニタリングするとともに、調査箇所を増やして原因を調査します。地下水では調査範囲を広げ、地下水のPFAS濃度を把握します。

なお、11月1日から市環境保健研究所でPFOS・PFOAについての分析が可能となるため、以降の調査は市の直営で実施することが可能となりますが、検査数の拡大が必要である場合に備えて複数の分析機関への委託を含めて調整しています。

(2) その他の調査について

土壌及び河川等の底質の調査を今後実施予定です。調査方法等について国の機関等に相談するなど、現在検討中です。

4 地域との連携協議

市が実施した調査と事業場が実施した調査の結果を基に、市・事業者・地元自治会の間で協議をしていきます。

添付資料

- 別紙1 PFAS（PFOS・PFOA）の法令上の関係について
- 別紙2-1及び2-2 PFAS水質調査地点図

【担当】

環境保全課 水質係 054-221-1359（直通）

PFAS（PFOS・PFOA）の法令上の関係について

1 PFOS・PFOAの扱いについて

(1) 水質について

有機フッ素化合物は、耐熱性や撥水性に優れ、食品包装や衣類など身近なところから消火剤など幅広い用途で使われてきました。有機フッ素化合物については、長期間分解せず環境下に残存し、生物蓄積性も高いと推察されており、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）（以下「PFOS等」）については、2020（令和2）年5月、環境基本法上の水質に関する要監視項目に指定されました。PFOS等については、現時点では環境基準項目（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）とはなっていますが、国の通知により要監視項目として引き続き知見の集積に努めるべき物質となっています。その指針値は0.00005 ミリグラム/リットル（50ナノグラム/リットル）です。

(2) 製造・使用・廃棄について

「特定化学物質の環境への排出量位の把握等及び管理御改善の促進に関する法律（PRTR法）」により、PFOS等を年間1トンを超えて製造・使用・廃棄する事業場は、使用等の実績を国に対して報告^{※1}する義務^{※2}を負っています。

市内の事業場からは、報告義務を課された以降、国に対してPFOS等を年間1トンを超えて製造・使用・廃棄した旨の報告はなされていません。また、PFOS等については、2014（平成26）年から製造・使用・輸入が禁止されています。

※1報告：国に対してウェブから直接報告する場合と、都道府県（政令指定都市）を経由して書面で報告する場合があります。静岡市は国に対して直接報告がなされたものについてもウェブ上で確認しています。

※2報告義務：PFOSは2010（平成22）年度分から、PFOAは2023（令和5）年度分から報告義務が課せられました。

2 PFOS等へのこれまでの静岡市の対応

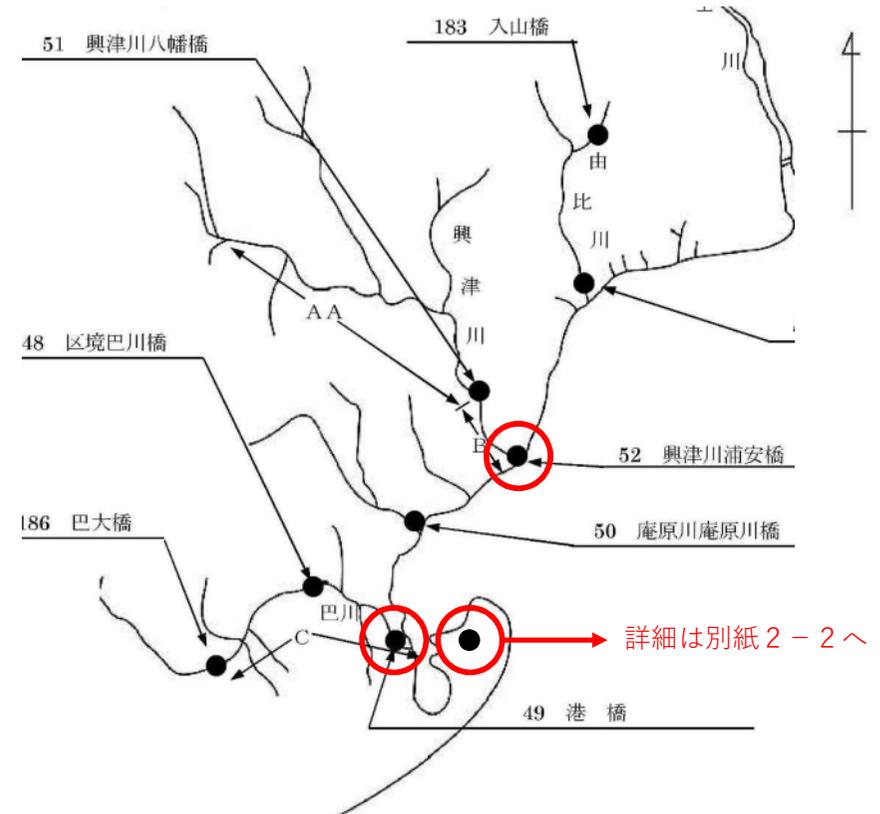
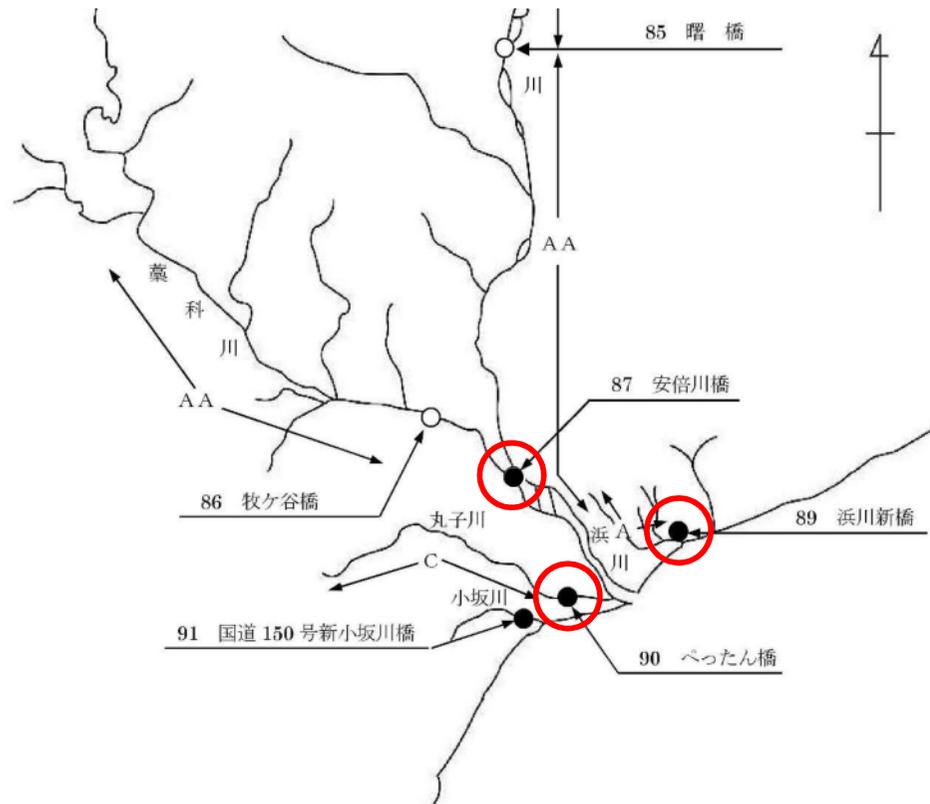
最近、全国で指針値を超えるPFOS等が検出されています。

PFOSは2010（平成22）年度分から、PFOAは2023（令和5）年度分から報告義務が課せられた以降、PFOS等を年間1トンを超えて製造・使用・廃棄した旨の報告を行った事業場はありません。市としては、確認のため「報告義務が課せられた2010年度以前にPFOS等を使用した可能性がある大規模事業場」を対象に、使用実績について、聞き取り調査を行いました。この結果、市内の一事業場から「2013年以前は使用していたものの同年12月までには使用を取りやめた」との回答を得ました。

3 担当（問い合わせ先）

環境局 環境保全課 電話 221-1359

PFAS水質調査地点図



○：水質調査地点

PFAS水質調査地点図



○：水質調査地点